

答 申 第 6 号
令和3年8月26日

世田谷区長
保 坂 展 人 様

世田谷区公文書管理委員会
会 長 野 村 武 司

令和3年度に作成する保存期間が1年未満である公文書の廃棄に関する
意見聴取について（答申）

令和3年5月20日付諮問第6号で依頼のあった「令和3年度に作成する保存期間が1年未満である公文書の廃棄に関する意見聴取について」に関し、当委員会において目録を確認した結果、目録に記載の公文書を廃棄することは妥当であると認めます。

なお、諮問第3号に対する答申でも指摘しましたが、総合支所等、同一業務を行う所属間のフォルダの整理作業並びに内容を推測しうる分類及びフォルダの命名について、継続的に取り組み改善されることを要望します。